

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 石島 秀起

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：

- ・政治活動を目的として使用するための資金と認識していました。
- ・政党支部の口座及び現金で管理していました。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：

- ・自らの責任でパーティ券を販売したことは初めての経験であり、その取扱いについての知識不足から政治資金として届出の必要がある認識がありませんでした。
- ・支出はありませんので、収支は一致しています。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：

51 枚を超えて販売した分については、自己の活動資金として活用してよいと説明を受けました。

説明者については、会派三役または事務局など、明確な記憶はありません。

以上

2019 年 12 月 23 日及び 2022 年 5 月 10 日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 石島 秀起

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019 年 12 月 23 日のパーティー 0 円	2022 年 5 月 10 日のパーティー 300, 000 円
2. 「1」の金額について、令和 7 年 1 月 23 日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019 年の件	該当しません。
2022 年の件	政治資金収支報告書の修正を行いました。
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019 年の件	該当しません。
2022 年の件	政党支部の口座（自由民主党東京都中央区第十二支部）及び現金で保管していました。
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ・ ☒ 無	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有 ・ ☐ 無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
東京地検への刑事告発を新聞報道で知った時に認識しました。	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていましたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有 ・ ☐ 無	疑念の内容、相手方、方法
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
初めての券売であり、慣例に付いてはわかりません。	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示してください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
政治資金としての取扱いであり、個人としての収入という認識はありません。	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
政治資金に対する知識不足から今回の不記載という結果を招いてしまいました。今後、政治への信頼回復に努めるとともに、政治資金規正法を遵守していきます。	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルールの徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？

会派・個人、いずれの立場からも政治資金規制法を遵守します。

12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。

不足していました。政治資金の取扱いに関する事項は、個人に任されていました。

13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？

公職者の倫理規範の明確化、情報公開と透明性の確保、違反者への適切な罰則などが必要であると考えます。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 石島 秀起

Q 1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A 1

都議会議員ではありませんでしたので、承知していません。

Q 2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていなかったか。

A 2

都議会議員ではありませんでしたので、承知していません。

Q 3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A 3

2019 年 都議会議員ではありませんでしたので、販売していません。
2022 年 65 枚

Q 4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A 4

個人 3 枚 企業 29 枚 団体 33 枚

Q 5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A 5

51 枚を超えて販売した分については、自己の活動資金として活用してよいと説明を受けました。

説明者については、会派三役または事務局など、明確な記憶はありません。

Q 6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていなかったか。

A 6

そのように認識しています。

Q 7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A 7

超過分の管理者は自身であり、政党支部銀行口座及び現金にて、自宅で保管していました。

Q 8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A 8

使わずに保管していました。

Q 9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A 9

Q 1 0 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A 1 0

都議会自由民主党からの寄附金として、「政治団体からの寄附」として修正しました。

Q 1 1 2019 年・2022 年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1 月 2 3 日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A 1 1

はい、その通りです。

Q 1 2 都議会自民党の政治資金パーティーは 2012 年・2013 年・2016 年・2017 年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A 1 2

都議会議員ではありませんでしたので、不記載はありません。

Q 1 3 2018 年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A 1 3

都議会議員ではありませんでしたので、販売したことはありません。

Q 1 4 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A 1 4

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1 月 23 日の記者会見で、小松大祐幹事は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019 年、2022 年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 石島 秀起

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答

現時点では、そのような事実はないと認識していますが、念のため確認中です。

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答

前記①の質問に関連して、現在確認中です。

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答

保管しています。

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答

購入者から自身が現金または振込で受領しました。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答

全てのお金の流れを口座で管理し、第三者の監査を受けて収支報告書を提出する。

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答

政治資金として活用するものと認識していました。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答

政治資金に対する知識不足から生じた不記載であり、裏金という認識は全くありませんでした。

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答

都議会議員ではありませんでした。

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答

質問の意味がよく理解できません。

問⑩ スtockしてただけで使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答

政治資金収支報告書に修正した通りです

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答

自身が銀行口座及び現金で、自宅で管理していました。

問⑫ スtockしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答

あります。

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「stockしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答

都議会議員ではありませんでした。

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えてくださいませんか？

回答

使用せず保管していました。

問⑯ 政治資金規正法にのっとって、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答

政治活動に関連するものであり、個人所得には該当しないと認識しています。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答

政治資金として政党支部に保管していました。

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答

全てのお金の流れを口座で管理し、第三者の監査を受けて収支報告書を提出する。